X i サービス契約約款の一部改正 〔改 正〕 〔現 行〕 第1章~第14章 (略) 第1章~第14章 (略) 料金表(略) 料金表(略) 第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービス 第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービス の料金を除きます。) の料金を除きます。) 第1~第2 (略) 第1~第2 (略) 第3通信料 第3通信料 1 適用 1 適用 信 料 σ 適 用 诵 信 料 σ 適 用 (1) \sim (8) o 2 (略) (1) \sim (8) \circ 2 (略) (略) (略)

通信モードの定 額通信料の適用

(8) の 2 データ ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、 Xiサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その 月間累計額(料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申 出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きま す。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い(以下「データ定 額パック」といいます。)を選択することができます。この場合にお いて、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択 し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

1契約ごとに

	区分	定額通信料(月額)	定額上限値	上限 回線数
	(略)	(略)	(略)	(略)
シング	データSパック	3,500円 (3,780円)	2 G B	10
ルパ	データMパック	5,000円 (5,400円)	5 G B	10
ック	データLパック	6,700円 (7,236円)	8 G B	<u>10</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)

イ(略)

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契 約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック

通信モードの定 額通信料の適用

(8) の 2 データ ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、 Xiサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その 月間累計額(料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申 出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きま す。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い(以下「データ定 額パック」といいます。)を選択することができます。この場合にお いて、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択 し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

1契約ごとに

	X	分	定額通信料(月額)	定額上限値	上限 回線数
	(略)		(略)	(略)	(略)
シング	デー	タSパック	3,500円 (3,780円)	2 G B	10
クルパック	デー	タ M パック	5,000円 (5,400円)	5 G B	10
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

イ(略)

ウ ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択する契 約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック 又はビジネスシェアパックのほか、シングルパック又はらくらくパック(以下この欄において「データSパック等」といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ~マ(略)

- ミ 当社は、共有回線群に属する X i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。
- (ア)~(イ)(略)
- (ウ) モの<u>(ウ)</u>、ヤの<u>(ウ)</u>又はユの<u>(ウ)</u>に規定する条件を満た さなくなったとき。

(エ) (略)

メ(略)

- モ チからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xi ユビキタス、FOMA (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はFOMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- <u>(ウ)</u>当社は、(ア)<u>又は(イ)</u>に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出<u>又は指定</u>のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
 - ③ 申出又は指定のあったXi又はXiユビキタス(その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
 - ④ 申出又は指定のあった X i ユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
 - ⑤ 申出又は指定のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の 契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合すると きを除きます。)。
 - ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はXi(データ専用プランに係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

又はビジネスシェアパックのほか、データSパック、データMパック又はらくらくパック(以下この欄において「データSパック等」といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ~マ(略)

- ミ 当社は、共有回線群に属する X i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していいただきます。
- (ア)~(イ)(略)
- (ウ) モの(イ)、ヤの(イ)又はユの(イ)に規定する条件を満た さなくなったとき。

(工) (略)

メ (略)

- モ チからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。

- (イ)当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれか に該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線 群に属しているとき。
 - ③ 申出のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
 - ④ 申出のあったXiユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
 - ⑤ 申出のあったXiの契約者名義が、共有代表回線の契約者名 義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除き ます。)。
 - ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はXi(データ専用プランに係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

- ⑦ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと き。
- 8 そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑨ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヤーチからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー 夕定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定 額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定し て当社に申し出ていただきます。
- (イ)(ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有 回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。 この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び 割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を 新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回 線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ)当社は、(ア)又は(イ)に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出又は指定のあった X i 又は X i ユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
 - ③ 申出又は指定のあった X i 又は X i ユビキタス(その契約者) 名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の 割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していな いとき。
 - ④ 申出又は指定のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の 契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合すると きを除きます。)。
 - ⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
 - ⑥ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと
- ⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ~ワ(略)

- 定額パックに 係る定額通信料 の月極割引 (ア)(略) 割)の適用
- (8) の3 データ | ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiに係る定額通 信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

 - (ずっとドコモ」(イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経 過 期 間	定額料0	D減額 (月額)
	データSパック又は らくらくパック	データMパック <u>又は</u> <u>データLパック</u>
120か月超え 180か 月まで	_	600円
180 か月超	600円	800円

- ⑦ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑧ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー 夕定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定 額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定し て当社に申し出ていただきます。

- (イ) 当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれか に該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出のあった X i 又は X i ユビキタスが、既に他の共有回線 群に属しているとき。
 - ③ 申出のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者名義が法 人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線 群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
 - ④ 申出のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名 義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除き ます。)。
 - ⑤ その X i が契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
 - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ~ワ(略)

定額パックに 係る定額通信料 の月極割引(ア)(略) 割)の適用

- (8) の 3 データ P 当社は、データ定額パックの適用を受けている X i に係る定額通 信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

 - (ずっとドコモ」(イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経 過 期 間	定額料の	D減額 (月額)
	データSパック又は らくらくパック	データMパック
120か月超え 180か 月まで	_	600円
180 か月超	600円	800円

	イ〜エ(略)
(8) の4~(24) (略)	(略)

第4~第6 (略)

第2表~第6表 (略)

別表 1 ~別表 9 (略)

附 則(平成26年9月10日経企第862号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。 ただし、データLパックに関する部分は、平成26年9月19日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)
- 3 経企第 768号(平成26年 8 月25日)の附則第 3 項を次のように改めます。
- 3 この改正規定実施の日から平成26年12月31日までの間において、Xiサービス取扱所において当社が定める端末設備(以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。)をXi契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入と同時にその購入者から指定のあった1のXiについて、次の(1)及び(2)若しくは(3)(以下この附則において「特例適用条件」といいます。)の条件を満たす申込があった場合に、その指定のあったXiが特例適用条件を満たしていることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して3料金月の間、そのXiに係るデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックの定額上限値(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に1GBを加算する取り扱い(以下この附則において「データプラン得得キャンペーン」といいます。)を適用します。
 - (1) X i データプラン(スマホ/タブ) 又は X i データプラン(ルーター) を選択していること。
 - (2) データ M パック、データ L パック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
 - (3)料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定する共有対象回線であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。)がデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
- 4 経企第 768号(平成26年 8 月25日)の附則第 5 項第 3 号及び第 4 号を次のように改めます。
- (3) データMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパック を廃止したとき。
- (4) 共有回線群に係る共有代表回線がデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。

	イ~エ(略)
(8) の4~(24) (略)	(略)

第4~第6 (略)

第2表~第6表 (略)

別表 1 ~別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の ― 部 改 正

	〔改	正〕						〔玛	見 行]		
第1章~第14	4章 (略)				第1章~第14章 (略)							
斗金表(略)			料金表(略)	料金表(略)								
第1表 料金(国際 の料金を除きます	≹アウトローミング利用 [≯] -。)	料、無線IPアクセス)	定額料及びその	の他のサービス	第1表 料金(国際 の料金を除きます。		・ローミン	/グ利用	料、無線丨丨	アクセス	定額料及びその	の他のサ-
第1~第2 (略	<u>\$</u>)				第1~第2 (田	各)						
第 3 通信料 1 適用					第 3 通信料 1 適用							
	通 信 料	の適用				通	信	料	Ø	適用		
1) ~(7) の2 (略)		(略)			(1) ~(7) の 2 (略)				(8	各)		
7) の 3 第 2 種 契約に係るデー 夕通信モードの 定額通信料の適 用等	信(当社が別に定めるの月間累計額(料金) の月間累計額(料金) 申出前又はこの取扱ります。)に代えて、その	契約者回線との間のデる通信を除きます。)に る通信を除きます。)に 月単位で累計した額と いの廃止後に利用した。 の定額通信料を適用する	ータ通信モー 関する料金にご し、この取扱い 通信に係る料≤ る取扱い(以 ̄	ドによる通 ついて、そ いの選択の 金額を除き 下「データ	(7) の3 第2種 契約に係るデー 夕通信モードの 定額通信料の適 用等	F C 信 の 申 出 ます) M A サ - (当社が別 引間累計額 出前又はこ - 。) に代え	- ビスの 川に定め 頂(料金 この取扱 こて、そ	契約者回線 る る通信を除る 月単位で累記 いの廃止後い の定額通信料	この間のデきます。)に きます。)に 十した額と こ利用した 斗を適用す	信料を支払った ータ通信モー 関する料金に し、この取扱り 通信に係る料金 る取扱い(以 なできます	ドによるi ついて、 ⁻ いの選択の 金額を除る 下「デー?
契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	FOMAサービスの 信(当社が別に定めるの月間累計額(料金)の月間累計額(料金) 申出前又はこの取扱います。)に代えて、その 定額パック」といいる おいて、データ定額	契約者回線との間のデる通信を除きます。)に る通信を除きます。)に 月単位で累計した額と いの廃止後に利用した	ータ通信モート 関する料金にでいるのでは、 通信に係る料金 るがりまいすいない あます。	ドロの金下にから、 とて選をデ場つ とる、択除一合を に通そのきタに選	契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F信の申ま定お) M A サー (当社が別 引間累はは H in)にして で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	- ビスの 別に定め 真 (契約者回線 る る通信を除る 月単位で累記 いの廃止後に の定額通信料 ます。)を選択	この間のまたいまたのでは、)のまたの間ののでは、)のでは、いいいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	ータ通信モー 関する料金に し、この係る がでいい ができいずれ あり、 ます。	ドつい金下こか 約 にて選をデ場つ ご と に と に
契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	FOMAサービスの 信(当社が別に定める の月間累計額(料金) 申出前又はこの取扱います。)に代えて、その 定額パック」といい。 おいて、データ定額が 択し、あらかじめ当る	契約者回線との間のデース通信を除きます。)に見単位で累計した額といの廃止後に利用したの定額通信料を適用する。)を選択することが、サクには次の区分が、対に申し出ていただき。	ータ通信モー 関する関係 しの はに は は は は は は は は は は は は は は は は は は	ドロのを下こから、 上ののををする、 大阪とのでは、 はないのです。 はいのできる にいる これの きょう はい	契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F信の申ま定お) M A サー (当間累して、 (当間前) にって、あ (まないで、ありません) デーカ	- ビに(のてとタじ 分のめ金扱そい額当	契約者目の定すッに アンス できまれる で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	この間のまたいまたのでは、)のまたの間ののでは、)のでは、いいいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	ータ通信モー 関する料取し、 し、に係いのではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいますがあります。 カリカー 1 契約 1 契約 1 契約 1 契約 1 契約 1 契約 1 対対 1 対対	ドつい金下こか 約 ―― よて選をデ場つ ご 上 限
契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F O M A サービスの語 信(の A サービス を が 別 ()	契約者回線との間のデースの信を除きます。)に 月単位で累計した額と のの廃止後に利用した。 の定額通信料を適用する。)を選択の区分がである。 は次のにはでいただきる。 とはないただきる。 とはないただきる。 はに申し出ていただきる。 で額通信料(月額)	ータラー は 関し通るがあま でりょう。 に扱き、、 でりまい。 でりまがあま でりまが、 でいまが、 でいまが、 でいまが、 でいまが、 でいまが、 でいまが、 にはい。 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいまが、 にはいとは、 にはいとは、 にはいとは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	ドロい金下こか 内 上回にいの額「の1 ご 上回よて選をデ場つ と 限線る、択除ー合を に 数通そのきタに選	契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F信の申ま定お択シン) M A 社 引間前 引間前 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	- ビに(のてとタじ 分)	契約 () () () () () () () () () (これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	ータするに 関し 通信 関 し 信 取 で り は に び い ま い ま す 。 に に が り ま す 。 に い が り ま う 。 に り 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、	ドつい金下こか 約 上回にいの額「の1 ご 上回よて選をデ場つ と 限線る、択除・合き に 数
契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F C M A 社が A	契約者回線との間のデースの間のデースの間のデースの間で累計した額と同単位で累計した額とのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	ー関し通るがあま 一関し通るがあま に扱き、。 でりす でりす を取る(すず 1 限 略 1 限 略 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	ドロハ金下こか 内 上回 (にいの額「の1 ご 上回 (よて選をデ場つ と 限線 略る、択除一合を に 数)通そのきタに選	契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F信の申ま定お択 シングルパー シングルパー) M M A H	- 「川頂にとうじ」のでは、大定料取、い定めののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののの	契る月いのまパ社 お通単の定すッに 回をで止通をにし のには出 で止通をにし のには出 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	こき 十二斗尺で	ータ面信 目 り し に り は に り は に り は に り は き い り す い に り す い ま い り す い ま り す 。 り す 。 り も り も り も り も り も り も り も り も り も り	ドつい金下こか 約 上回 にいの額「の1 ご 上回 (よて選をデ場つ と 限線 略る、択除・1000では、
契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F O M A か A か が A か か か か	契約者回線との間のデースの間のデースの間のではでいます。)に同じている。 日単位で累計し利用では、の定額通信料をはは、の定額通に対象にはでいたができます。)にはでいたができます。 一定額通信料(月額) で額通信料(略) 3,500円 3,780円) 5,000円	一関し通るがあま タす、信取でりす 信料の係いまい 1 限 略 G B で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	ドウハ金下こか 内 上回 (にいの額「の1 ご 上回 (よて選をデ場つ と 限線 略 る、択除一合を に 数) 10通そのき夕に選	契約に係るデー タ通信モードの 定額通信料の適	F信の申ま定お択 シングル	M 4 目前 ういて、 区 データ が計は C グラン・カー	- 「川頂にとうじ」のでは、大定料取、い定めののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののの	契る月いのまパ社 お通単の定すッに 回をで止通をにし のには出 で止通をにし のには出 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	こき十二半尺で、	一月上上と日本 <t< td=""><td>ドつい金下こか 約 上回 (にいの額「の1 ご 上回 (よて選をデ場つ と 限線 略 10</td></t<>	ドつい金下こか 約 上回 (にいの額「の1 ご 上回 (よて選をデ場つ と 限線 略 10

約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック 又はビジネスシェアパックのほか、<u>シングルパック</u>又はらくらく パック(以下この欄において「データSパック等」といいます。)の いずれか1つを選択していただきます。この場合において、契約者 は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択して いる期間については、選択したそのデータSパック等に係る定額通 信料の支払いを要しません。

エ~マ(略)

- ミ 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。
- (ア)~(イ)(略)
- (ウ) モの<u>(ウ)</u>、ヤの<u>(ウ)</u>又はユの<u>(ウ)</u>に規定する条件を満た さなくなったとき。

(工) (略)

メ(略)

- モ テからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。
- (イ) (ア) の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のXi、Xi ユビキタス、FOMA (第2種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)又はFOMAユビキタス (第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を、共有回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び割引選択回線((3) に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)として指定すること並びに基本使用料の料金種別を新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- <u>(ウ)</u>当社は、(ア)<u>又は(イ)</u>に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出<u>又は指定</u>のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
 - ③ 申出<u>又は</u>のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群 ((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
 - ④ 申出<u>又は</u>のあった X i ユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき
 - ⑤ 申出<u>又は</u>のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除きます。)。
 - ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はXi(データ専用プラン

約者は、アの規定にかかわらず、選択したファミリーシェアパック 又はビジネスシェアパックのほか、データSパック、データMパック又はらくらくパック(以下この欄において「データSパック等」 といいます。)のいずれか1つを選択していただきます。この場合に おいて、契約者は、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択している期間については、選択したそのデータSパック 等に係る定額通信料の支払いを要しません。

エ~マ(略)

- ミ 当社は、共有回線群に属するFOMAに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったFOMAが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。
- (ア)~(イ)(略)
- (ウ) モの<u>(ウ)</u>、ヤの<u>(ウ)</u>又はユの<u>(ウ)</u>に規定する条件を満た さなくなったとき。

(工) (略)

メ(略)

- モ テからメの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共 有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を 選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定して当社に 申し出ていただきます。

- (イ)当社は、(ア)に規定する申出があったときは、次のいずれか に該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出のあったXi又はXiユビキタスが、既に他の共有回線 群に属しているとき。
 - ③ 申出のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
 - ④ 申出のあったXiユビキタス(その契約者名義が法人であるときに限ります。)に係る契約者が、共有代表回線と同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)ではないとき。
 - ⑤ 申出のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名 義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除き ます。)。
 - ⑥ 共有回線群を構成するFOMA又はXi(データ専用プラン

に係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

- (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと き。
- 8 そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑨ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヤ チからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー 夕定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア)ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定 額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定し て当社に申し出ていただきます。
- (イ)(ア)の場合によるほか、共有代表回線の契約者は、他のX i、Xiユビキタス、FOMA又はFOMAユビキタスを、共有 回線群を構成する共有対象回線として指定することができます。 この場合において、共有代表回線の契約者は、共有対象回線及び 割引選択回線として指定すること並びに基本使用料の料金種別を 新たに選択する場合があることについて、指定したその契約者回 線に係る契約者の同意を得ていただきます。
- (ウ) 当社は、(ア) 又は(イ)に規定する申出があったときは、次 のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出又は指定のあった X i 又は X i ユビキタスが、既に他の 共有回線群に属しているとき。
 - ③ 申出又は指定のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者) 名義が法人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の 割引回線群((13)に規定するものをいいます。)に属していな いとき。
 - ④ 申出又は指定のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の 契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合すると きを除きます。)。
 - (5) そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
 - ⑥ (イ)に規定する同意が得られていないと当社が認めたと き。
- ⑦ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ~ワ(略)

定額パックに係 月極割引(ずっ」(ア)(略) とドコモ割)の 適用

- (7) の 4 データ | ア 当社は、データ定額パックの適用を受けている X i に係る定額通 信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ る定額通信料の「て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

 - (イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経	過	期	間	定額料0	D減額 (月額)
				データSパック又は らくらくパック	データMパック <u>又は</u> <u>データLパック</u>
120 <i>t</i> 月まで		習え	180か	_	600円
180 t	ッ月ま	召		600円	800円

に係るものに限ります。)の数が2以上となるとき。

- ⑦ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ⑧ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- ヤーチからメの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデー 夕定額共有の適用は、次のとおりとします。
- (ア) ファミリーシェアパックに係る共有代表回線との間のデータ定 額共有を選択するときは、あらかじめ1の共有代表回線を指定し て当社に申し出ていただきます。
- (イ) 当社は、(ア) に規定する申出があったときは、次のいずれか に該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - ① 共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の数の 合計が、共有代表回線に係る契約者が選択しているファミリー シェアパックに係る上限回線数を超えることとなるとき。
 - ② 申出のあった X i 又は X i ユビキタスが、既に他の共有回線 群に属しているとき。
 - ③ 申出のあった X i 又は X i ユビキタス (その契約者名義が法 人であるときを除きます。)が、共有代表回線と同一の割引回線 群((13)に規定するものをいいます。)に属していないとき。
 - ④ 申出のあった X i の契約者名義が、共有代表回線の契約者名 義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合するときを除き ます。)。
 - ⑤ そのXiが契約者以外の者の業務の用に供され、それが業と して行われるものと当社が認めるものであるとき。
 - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ユ~ワ(略)

定額パックに係 る定額通信料の 月極割引(ずっ」(ア)(略) とドコモ割)の 適用

(7)の4 データ ↑ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているXiに係る定額通 信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間に応じ て、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(イ)シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経 過 期 間	定額料の	D減額 (月額)
	データSパック又は らくらくパック	データMパック
120か月超え 180か 月まで	_	600円
180 か月超	600円	800円

	イ〜エ(略)		
(8) ~(24) (略)		(略)	

第4~第6 (略)

第2表~第6表 (略)

別表1~別表10 (略)

附 則(平成26年9月10日経企第 862号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。 ただし、データLパックに関する部分は、平成26年9月19日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その 他の債務については、なお従前のとおりとします。

		イ~エ(略)		
	(8) ~(24) (略)	(1	略)	

第4~第6 (略)

第2表~第6表 (略)

別表 1 ~別表10 (略)